



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2021年4月14日 No.306

「特殊健康診断（石綿）」に関する第二次申し入れを提出

東日本ユニオンは4月13日、申第10号『特殊健康診断（石綿）』に関する第二次申し入れ」を経営側に提出しました。

私たちは昨年12月25日に『特殊健康診断（石綿）』に関する申し入れ」の団体交渉を開催しました。団体交渉を通じて「国鉄車両には石綿含有部品が使用されていたこと」や「ノンアスベスト品への取替えを進めてきていること」など、経営側として把握と対策に努めてきていることが明らかになりました。

経営側には健康管理を行う義務がある！
「特殊健康診断（石綿）」に関する団体交渉を行う

12月25日に2018年度第30号「特殊健康診断（石綿）」に関する申し入れ」の団体交渉を開催し、経営側の対応に対する不安を訴え、ハードウェア面の対策の実施を強く求めました。

●会社として、業務発生原因に起因して発生している安全を確保しているのか。
会社：乗降物や設備部材等についてはすべて把握している。乗降物などは頻りに点検しているが、石綿スレートなど複数の可能性があるものはそのまま使用している。その場合、空気中の濃度を測定してあるので健康被害の恐れはない。また、石綿が含まれている可能性があるものについては把握しているものとして、対策が実施されている。

●石綿の使用状況を把握していること、取替した場合は取替することを確認し。
●「特殊健康診断」の受診希望を明確にするべきだ。
会社：「特殊健康診断」の受診は、適宜に実施するとしている。2005年（平成17年）以降の乗降物等発生した際に社員を健康診断したほか、申告した社員をまとめて十分調査している。また、『労務管理』の受診については作業内容を踏まえて職場の安全衛生管理が実施されている。不安な心配があれば、部長と相談していただきたい。

●グループ会社に所属している社員もいるが、対応はどうかを問う。
会社：「特殊健康診断」は事業ごとに実施する。現在は当社で職工を雇用して出向した上には社員が主体となって健康診断を行う。当社で発生しては、グループ会社に出向、石綿の作業を実施している場合はグループ会社が責任をもって行う。出向者については問い合わせがあれば調査し、必要な調査を行う。

●社員が作業を完了するまでに、作業内容が変更された場合は健康診断を強制する。
●若い世代の社員は石綿の危険性を認識していないことを懸念。
会社：石綿を取り扱う作業がないので、石綿に特化した社員に対する教育の実施は現実的ではないが、社員が健康と作業の安全を考慮する必要がある。認識がないと思われる場合は、必要に応じて教育を実施する。

●交渉結果を踏まえて「健康診断」の教育について、今後の検討課題にすることを確認し。
働く者の「安全」「健康」「働きがい」を一緒につくりだそう！

同時に石綿に曝露（ばくろ）する可能性が低くなってきていることは認識できた一方で、現在も継続して使用されている製品があることから、劣化や損傷などにより飛散する懸念があります。

また、過去に石綿含有部品を扱う作業に従事したにも関わらず、当時の認識の甘さから「特殊健康診断」の対象外となっていたり、誤った指導から受診していない社員がいることも事実です。

たとえ、わずかな曝露でも将来的に発症する危険性があることから、飛散防止対策の推進と「特殊健康診断」の受診を啓発することは経営側の責務だといえます。

＜申し入れ項目＞

- 全社員に対して石綿健康被害に関する一律的な教育と過去にさかのぼり特殊健康診断の対象作業、使用部材の周知を行うこと。
- 全社員に対して特殊健康診断（石綿）の受診希望調査を行い、希望する社員に対して受診させること。
- 石綿が使用されている建築物は定期的に濃度測定を行い、結果を社員に周知すること。
- 退職者に対して退職後の制度説明と継続的な支援を行うこと。

いまは平気でも将来的に発症する危険性がある
働く者の「安全」「健康」「働きがい」を
東日本ユニオンはつくりだします！

